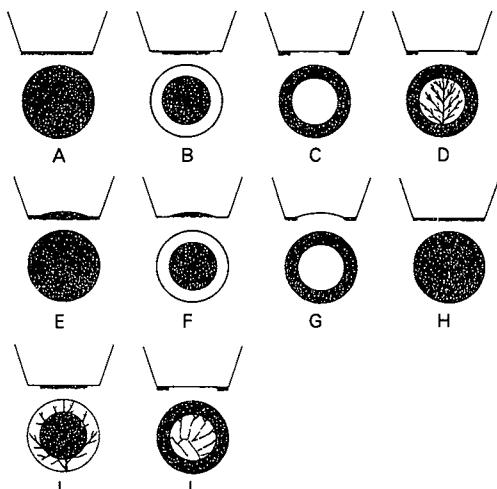


第5表 土器分類表

	坏										甕										小型土器		砂底		分類外			
	A群										A										A		B					
	I		II		III		B		I					II					B		III							
	a1	a2	b1	c1	c2	c	a	1	2	a	b	c1	c2	d1	d2	e1	e2	F2	a1	a2	b1	b2	c					
1号竪穴住居跡	1									1	3															甕？1		
2号竪穴住居跡		1		1								1	2							1	1	1	2			坏1・甕底1		
3号竪穴住居跡													1														甕底1	
4号竪穴住居跡		1		1	1	3	1				1								1								甕底1	
5号竪穴住居跡				1							3	1															甕腔1・甕底1	
6号竪穴住居跡						1					1	2		2	2	2	1		1	1	1					1	甕底2・甕腔1	
7号竪穴住居跡																												
8号竪穴住居跡		1	1								1		1				4										高台1・胴1	
9号竪穴住居跡				1								1	1	1	1												甕底2	
10号竪穴住居跡																												
11号竪穴住居跡		1		2	1								3				1			1	2						1 石製紡錘車1	
12号竪穴住居跡				1	1							1	1														甕底3	
13号竪穴住居跡								1																			鉄製品1	
14号竪穴住居跡		1		1	1	2	1					3	2						1		1	1				2 鉄製品1・甕底2		
15号竪穴住居跡																												甕底1
16号竪穴住居跡									1																			
17号竪穴住居跡												1																
18号竪穴住居跡		1									1		3			1											1 甕底2	
19号竪穴住居跡	1	1	1			1						2	2			1							2				甕底2・甕口1	
20号竪穴住居跡																												
21号竪穴住居跡													1															

(砂底土器について)



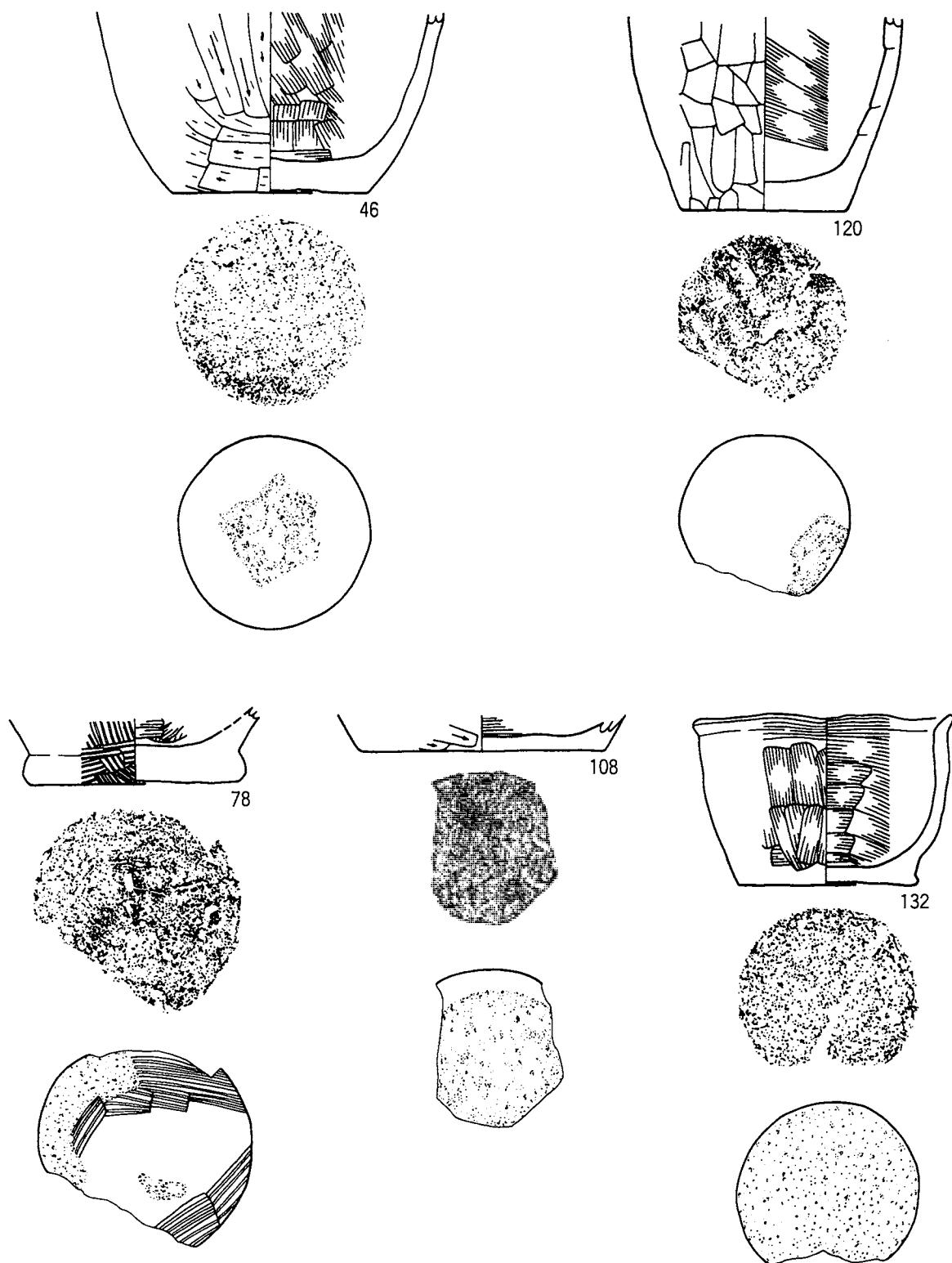
櫻田氏の「砂底」土器模式図

第101図

～Jの10通りに分けた砂粒付着パターン模式図と比較して特徴を示したい。46は6号竪穴住居跡2号支脚である。底部縁2cm程度内に粒径1mm～2mmの砂粒が集中して付着している。Bタイプに属す。78は11号竪穴住居跡焼失焼土上面から出土した。底部縁約1cmの幅で粒径1mm～1.5mm程度の砂粒が部分的に付着し、中央部付近にも部分的に付着する。砂粒付着後、ハケメによる調整が施される。105は14号竪穴住居跡から出

本遺跡でも、「北緯40度から41度の米代川・安比川・馬淵川・岩木川流域に集中して分布する」とされる(櫻田:1993)砂底土器が出土した。本遺跡は、安比川右岸に立地していることから、櫻田氏が示した分布域に入る。氏の「砂底土器一覧表」によると、岩手県内で砂底土器が出土している遺跡は、九戸村(江刺家)・二戸市(府金橋)・淨法寺町(飛鳥台地I・桂平・五庵I・III・田余内I・広沖)・安代町(上ノ山VII)・旧江釣子村(下谷地A)の10ヶ所を上げている。当センターの近年の発掘調査では、花巻市(石持I)・二戸市(大向上平)等で散見される。

本遺跡から出土した砂底土器は遺構内外合わせて10点である(内掲載7点)。これら10点について氏のA



第102図 砂底土器

土した、口縁部から底部まで残存している甕である。底面の残存状況はわずかで、全容を明らかにできないが、粒径1mm～3mmの砂粒がまばらに付着する（Aタイプ？）。108は14号竪穴住居跡の焼失焼土上面から出土した底部破片である。底部縁0.9cm程度内に粒径0.2mm～1mmの細かい砂粒がまばらに付着する。Bタイプに属す。120は、18号竪穴住居跡の支脚として使用された土器である。器面は、土器成型の粘土状態時に粘土が乾燥して固くなった段階で、ナタケズリによる調整を施したと思われる。底面は粒径1～1.5mm程度粗い砂粒が部分的に付着する。砂粒付着後、ケズリによる調整が施される。130は19号竪穴住居跡から出土した土器である。口縁部から底部まで残存している。底面の残存状況は約5分の1程度であるが、0.2mm程度の細かい砂粒がほぼ全面に付着する。Aタイプに属す。132は、19号竪穴住居跡から出土した小型土器である。粒径0.2～1mm程度の砂粒が付着する。Aタイプに属す。

以上のことから、Aタイプに属するものが、105？・130・132、Bタイプに属するものが、46・108である。78・120については、部分的に付着するもので、氏の砂粒付着パターンに属さないものである（78はBタイプ？）。不掲載遺物の3点について見ると、（遺構外2点・18号竪穴住居跡カマド1点）遺構外のものについては、それぞれBタイプとCタイプに属する。Bタイプは粒径1mm程度砂粒が付着し、底部縁が1cm程度の幅でナデによる調整が施され、砂の付着が剥がれたものと思われる。Cタイプは粒径1mm程度の砂粒がまばらに付着する。18号竪穴住居跡カマドから出土した遺物は、Aタイプに属し、粒径は1～2mmの粗い砂粒が付着する。中央部は砂粒付着後、ケズリによる調整が施される。不掲載遺物も合わせて、氏のタイプ別の個数は、Aタイプ4点・Bタイプ3点・Cタイプ1点・その他2点となる。

本遺跡から出土した砂底土器は、非ロクロ成形の土師器の甕・小型土器に認められる。ロクロ成形土師器の壺・甕・須恵器には認められなかった。10点の砂底土器の中で支脚として使用されたものは2点である。

櫻田氏は、「古代律令政府は、中央集権確立のため東方地方の「蝦夷」を「帰属」させ、国郡制を敷くことを目的に拠点となる城柵を各地に築いているが、「砂底」土器を出土する遺跡が集中する北緯40度以北には城柵が築かれていないと注目する必要がある。」とし、砂底土器が出土した分布圏について、「この分布圏には自己を主張し、領域をまもって生活した人々が存在したと考えられる。」と述べている。

氏の考えと合わせて、本遺跡について考えてみると、十和田a降下火山灰による二次災害により、被災にあった当時の人々が、耕地を他の地域にもとめず復旧行為を行ったことは、自分の土地に土着して、領域を守って生活していたと考えることができるだろう。

（墨書土器について）

本遺跡から遺物番号10・21・26の3点出土した。すべて、竪穴住居跡からの出土で、土師器ロクロ成形の壺の回転糸切り痕のある底面に記されている。うち10・26は、肉眼による観察で文字が不鮮明なため、図示しなかった。21の墨書文字は「玉」と記されている。「玉」という文字についての類例は、本県内遺跡では、見いだすことは出来なかった。多賀城跡から「玉」ではないが、「王」の墨書土器が出土している。城柵から出土したことを考えると、身分を意味するものと思われる。本遺跡の「玉」については、何を意味するものか判断出来なかった。

（いわゆるムシロ底の土器について）

本遺跡においても、ムシロ底の土器が1点（173）出土した。この種の土器は、近年稻野彰子氏によって、集成が行われている（稻野1995）。それによると、東北地方では、3種5類の編物・織物痕が存在し、時期は概ね平安時代に属す。3種はA・B・Cに分けられ、A種をタタミに類似、B種をアンギンに類似、C種